様式７（第１７条関係）

改善命令書

　　第　　　　　号

年　　月　　日

　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　登別市長　　　　　　　　印

次の認定長期優良住宅建築等計画について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第１３条第　　項の規定により、改善に必要な措置を命じます。

　なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、登別市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、登別市（代表者 登別市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

１　長期優良住宅建築等計画の認定番号

２　長期優良住宅建築等計画の認定年月日

３　認定計画実施者の氏名

４　認定に係る住宅の位置

５　命ずる措置

６　改善の期限